

入 札 説 明 書

令和8年3月13日
新潟県立坂町病院

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
新潟県立坂町病院 産業廃棄物処理業務委託 一式
- (2) 調達案件の仕様等
本入札説明書及び別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立坂町病院 (廃棄物指定集積場(病院裏))

2 入札に関する事項を示す日時、場所及び問い合わせ先

- (1) 日時
令和8年3月13日(金)から令和8年3月25日(水)まで(新潟県の休日を定める条例第2条に定める日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで。
- (2) 場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-3193
住 所 村上市下鍛冶屋589番地
新潟県立坂町病院経営課経営係
電話番号 0254-62-3111 内線 420

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づき、当該業務を実施するために必要な許可を受けている者であること。
- (8) 100床以上の病床数を有する病院において、当該業務と同一内容の業務を令和5年4月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (9) J W N E Tに加入しており、電子マニフェストに対応していること。

(10) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

4 参加資格確認書類の提出

この入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより、必要な書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類及びその部数

ア	入札参加資格確認申請書	1部
イ	産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	1部
ウ	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し	1部
エ	産業廃棄物処分業許可証の写し	1部
オ	特別管理産業廃棄物処分業許可証の写し	1部

(エ、オについて処分業を自ら行わない場合は、処分業者の許可証の写しを提出すること。)

(2) 提出期限

令和8年3月25日(水)午後5時まで

(3) 提出場所

前記2(2)に定める場所

(4) 提出方法

本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくは代理人の持参、又は、書留郵便による方法とする。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月27日(金) 午前11時から

(2) 場所 新潟県立坂町病院 講堂(2階)

6 入札の方法

(1) 入札の方法

本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参し、提出すること。
ただし、代理人が入札書を持参し、提出する場合は、5(1)の入札執行時刻までに委任状を提出し、代理権を確認された者でなければならない。

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封の上、上記1(1)の購入等件名及び数量並びに入札者の商号又は名称を記入し、提出すること。

7 入札者に求められる義務

上記4(4)の書類を提出した者は、当該書類について、5(1)に定める入札執行日の前日までの間において、説明を求められた場合には、これに応ずるものとする。

8 入札書の記載及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

入札書の記載及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、名義人に関する記載部分を除き、日本語及び日本国通貨とする。

9 開札の方法

- (1) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (2) 開札した場合において、入札金額のうちから予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再入札を行うものとする。ただし、後記10の各号のいずれかに該当する無効入札をした者は、再入札に参加することができない。
- (3) 再入札は1回を限度とする。ただし、開札に立ち会わなかった者は、再入札に参加することができない。
- (4) 再入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者と随意契約の交渉を行うことがある。

10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は5(1)に定める入札執行時まで代理権について確認を受けていない者のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたときはその全部の入札
- (4) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (5) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加した者のうち、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第197条に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

12 契約書作成の要否 要

13 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、規程第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

14 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

15 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

また、令和8年度新潟県病院事業会計予算が議決されなかった等の場合、本件調達の手続きについて停止の措置を行うことがある。

16 その他

- (1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合があります。）
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
前記2（2）の所属及び所在地

新潟県立坂町病院 産業廃棄物処理業務委託仕様書

1 産業廃棄物の種類

- ・ 感染性医療廃棄物
- ・ 産業廃棄物（廃プラスチック類）

2 処理業務の内容

受託者は、新潟県立坂町病院（以下、病院という。）から排出される感染性医療廃棄物及び産業廃棄物（廃プラスチック類）について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、厚生労働省の「感染性廃棄物処理マニュアル」及び「新潟県産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例」（以下、法令等という。）に則り、病院の廃棄物保管庫から、知事又は保健所を設置する市長の許可を得た処理場まで収集及び運搬し、最終処分するものとする。

3 委託の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の再委託

収集・運搬業者が、処分を他に委託する場合は、法令等の基準を満たした処分業者に委託すること。また、その場合には、3者で協議し、委託処理単価金額の範囲内で、再委託業者と坂町病院との間で処分契約を締結する。

5 数量見込み

(1) 感染性医療廃棄物（固形物）	269,3000
(2) 感染性医療廃棄物（鋭利な物）	6,8000
(3) 廃プラスチック類、金属くず等産業廃棄物	35,8000

6 収集運搬の頻度

病院裏の感染性医療廃棄物用及び産業廃棄物（廃プラスチック類）用の保管庫から週1回以上、収集及び運搬し、最終処分場で処理する。

7 入札金額等について

- (1) 入札金額には最終処分料を含めること。
- (2) 入札金額にはダンボール容器代(バイオハザードマーク付：60ℓ程度の容量：5(1)に使用、バイオハザードマークなし：60ℓ程度の容量：5(3)に使用)を含めること。
- (3) プラスチック容器(5(2)に使用)については、病院が独自に用意したものを収集、運搬及び処分することとするので、容器代は入札金額に含めないこと。
- (4) 入札書に記載する金額は、上記5の3種類毎に、ℓ当たりの単価を算定し、年間の数量を乗じた金額の合計額に電子マニフェストの管理に要する費用を加算した金額とすること。
なお、当該金額には消費税を含まないものとする。

【5(1)：箱代(ℓ当)＋収集・運搬・処分代(ℓ当)】×269,300ℓ

【5(2)：収集・運搬・処分代(ℓ当)】 × 6,800ℓ

【5(3)：箱代(ℓ当)＋収集・運搬・処分代(ℓ当)】× 35,800ℓ

- (5) 落札者との契約に当たっては、3種類毎にℓ当たりの収集、運搬及び処分単価を記載した契約を締結する。(ダンボール容器は、別途必要の都度落札者から購入する。)